

30福保高施第843号

平成30年6月28日

特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
介護療養型医療施設
サービス付き高齢者向け住宅

管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長

粉川 貴司

(公印省略)

高齢者福祉施設における適正な運営について(通知)

今般、都内の高齢者福祉施設において、入所者の金銭管理について、不適切な事例が発生しました。

入所者が所有する金銭(通帳・印鑑・キャッシュカード含む)及び入所者の預り金の管理については、平成26年4月24日付25福保高施第2116号にて通知しているところですが、別紙の留意事項について改めてご確認いただき、また、平成12年3月30日付老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」、平成23年3月11日付22福保高施第2016号・22福保高介第1546号「入所者等から支払を受けることができる利用料等について(通知)」を参考にしつつ、その取扱いに一層の御注意をお願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課施設運営担当 松本
電話 03-5320-4264
施設支援課有料老人ホーム担当 町田
電話 03-5320-4296
介護保険課介護事業者担当 田中
電話 03-5320-4274
在宅支援課高齢者住宅担当 阿部
電話 03-5320-4273

入所者の預り金の適正な管理に係る具体的な留意事項

1 入所者が所有する金銭等

入所者が所有する通帳・キャッシュカードを自己で管理することは当然のことである。しかし、心身の状況により自ら管理することが困難な者もいるため、施設が入所者の金銭を管理する場合においては、まずは、施設の立替払い等、預かり金を管理しない方法について検討を行い、預り金としてその管理を代行する場合においては、真に必要最小限に留めるべきである。

また、預り金を管理する場合においては、施設は、利用者からの依頼に基づき行うとともに、利用者から信頼される方法で、契約に基づき、規定に沿った適切な管理及び出納事務を責任もって行う。

2 預り金管理に係る客観的な合理性の確保

預り金を管理する場合は、利用者からの依頼等について書面で約すほか、心身の状況により管理が必要な場合はその基準を予め定めておくことが必要である。

3 預り金管理に係る管理規定の整備と遵守

預り金を管理する場合には、「預り金管理規定」を作成し、それに沿った方法により管理すること。

管理規定には、以下の点を盛り込み、実務において遵守されなければならない。

- (1) 利用者等は、施設において預り金の管理を希望するときは、当該施設長に対して保管依頼書(契約書)により依頼する必要がある。
- (2) 保管を承諾した場合、預金口座、名義人、印鑑、預金額等を確認し、預り金等保管台帳(個人別出納台帳等)を作成すること。
- (3) 現金持参による保管依頼は、事故等の危険性を考慮し、原則として受け付けない。やむを得ない場合は、複数の者の立会いを得、預り証を交付すること。
- (4) 通帳及び印鑑は、管理責任者(責任者)がそれぞれ保管責任者(補助者)を指定し、別々に鍵のかかる場所に保管させるものとする。キャッシュカードの使用は原則行わないこと。
- (5) 預り金の収支を定期的に利用者等に報告しなければならない。
- (6) 通帳及び現金は、利用者ごとに管理しなければならない。
- (7) 支出は、出金依頼書に基づいて行い、出納事務は、複数の者により確認できる体制を常にとっておかななければならない。
- (8) 利用者の退所などにより、預り金の管理事由が消滅した場合には、本人あるいは受領権利のある者に速やかに預り金・通帳等を返却するとともに、受領証を徴収しなければならない。

4 安全性の担保

預り金の管理の安全性を担保するため、成年後見人・市民後見人の活用、第三者機関の活用などを適宜行うこと。

また、施設職員が、正規の手続きを経ず、入所者の現金等を取り扱うことのないよう厳に注意を徹底すること。